○総務省告示第二百九十七号

標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）第二十条の規定に基づき、標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成七年郵政省告示第二百十三号（標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式の規定を適用することが困難又は不合理である標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局であって、次の送信の方式に適合するものとする。

一　文字信号

1　文字信号は、バイト同期信号（文字データ部のバイト単位の同期をとるための信号をいう。以下同じ。）及び文字データ部（二バイトの文字データからなる信号をいう。以下同じ。）からなるものとする。

2　文字信号の形式は、二値ＮＲＺパルスとする。

3　文字信号の振幅の定常値は、標準テレビジョン放送の映像信号のペデスタルレベルを〇パーセント、白レベルを一〇〇パーセントとしたとき、「0」レベルが〇パーセント、「1」レベルが五十パーセントとなるものとする。

4　クロック周波数は、水平同期パルスの周波数（標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第五条第二項に規定する周波数をいう。）の三十二倍とする。

二　クロックランインバースト

1　クロックランインバースト（文字信号のビット同期をとるための信号をいう。以下同じ。）は、その周波数がクロック周波数と同一の二乗正弦波とする。

2　クロックランインバーストの振幅の定常値は、標準テレビジョン放送の映像信号のペデスタルレベルを〇パーセント、白レベルを一〇〇パーセントとしたとき、振幅の最小値が〇パーセント、振幅の最大値が五十パーセントとなるものとする。

三　文字信号等の重畳位置等

1　文字信号及びクロックランインバーストは、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式別図第一号の水平走査期間番号の第二一Ｈに重畳するものとする。

2　水平走査期間に重畳する文字信号及びクロックランインバーストの位置は、別図第一号に示すとおりとする。

3　一のクロック周期（別図第一号に規定するTcをいう。以下同じ。）の区間で送出される信号は、一ビットとする。

4　クロックランインバーストは、標準テレビジョン映像信号の水平同期パルスの始まりから数えて、クロック周期の五倍の位置から送出し、クロック周期の七倍の期間繰り返すものとする。

5　バイト同期信号の符号は、クロックランインバーストに続く三ビットの構成とし、「〇〇一」とする。

四　文字データ部の構成

文字データ部の構成は、別図第二号に示すとおりとする。

五　表示区画等

表示区画は文字が一文字表示される領域であり、文字提示領域は別図第三号に示すとおりとする。

六　文字チャネル等

1　文字チャネルは、放送番組の種別を識別するもので、文字チャネル一及び文字チャネル二からなるものとする。

2　表示モードの種類は、次のとおりとする。

(一)　キャプションモード　標準テレビジョン放送の映像の一部に重ねて文字を表示するモード

(二)　テキストモード　表示区画の全域に下から上へ行単位に移動する文字を表示するモード

3　キャプションモードの表示形式は、次のとおりとする。

(一)　ポップオンキャプション　標準テレビジョン放送に対応して、文字を瞬時に切り替えて表示する形式

(二)　ペイントオンキャプション　文字を逐次表示する形式

(三)　ロールアップキャプション　指定した表示領域を下から上へ行単位にスクロールさせて表示する形式

4　キャプションモードにおける表示領域は、次のとおりとする。

(一)　ポップオンキャプション及びペイントオンキャプションの表示領域は、文字提示領域内に、最大四行までの任意の行位置で指定するものとする。

(二)　ロールアップキャプションの表示領域は、文字提示領域内に、二行から四行までの連続した行位置で指定するものとする。

5　画面の表示は、次の機能により行うものとする。

(一)　書体

文字の書体（書体の種類は、標準体及びイタリック体とする。）を選択する機能

(二)　着色

画面を文字ごとに色付け（色の種類は、白、緑、青、シアン、赤、黄及びマゼンタとする。）する機能

(三)　フラッシング

文字を明滅する機能

(四)　アンダーライン

表示区画の下辺に線を付加する機能

6　文字は、英字及び数字記号による横書の書式により表示するものとする。

七　文字データ

1　文字データの種類は、標準文字、特殊文字、制御符号及び非表示符号とする。

2　標準文字の符号は、別表第一号に示すとおりとする。

3　特殊文字の符号は、一の文字データ部の二バイトで構成し、別表第二号に示すとおりとする。

4　制御符号の種類は、次のとおりとする。

(一)　表示制御符号

表示モード、表示形式その他の制御を行う符号であって、位置指定符号及び文字属性符号以外のもの

(二)　位置指定符号

文字が表示される行又は列、アンダーラインの有無、着色若しくは書体を指定する符号

(三)　文字属性符号

着色、書体又はアンダーラインの有無を指定する符号

5　制御符号は、一の文字データ部の二バイトで構成し、第一バイトを選択制御符号、第二バイトを命令符号とする。

6　制御符号は、二回連続して送出するものとする。

7　表示制御符号は、別表第三号及び別表第四号に示すとおりとする。

8　位置指定符号は、別表第五号及び別表第六号に示すとおりとする。

9　文字属性符号は、別表第七号に示すとおりとする。

10　非表示符号は、情報内容に影響を与えることなく追加又は削除できる符号とし、別表第八号に示すとおりとする。

八　表示の制御

着色及びイタリック体の書体を同時に指定する場合は、着色の指定の後にイタリック体の書体の指定を行うこととし、イタリック体から標準体への書体の変更は、着色の指定が含まれる文字属性符号により指定するものとする。